

事業系ごみ 正しく分別できていますか？

～家庭と事業所では、ごみの分別ルールが異なります～



ビン



ペットボトル



金属



生ごみ



プラスチック



カン



紙

「産業廃棄物」「資源化可能な紙類」などは搬入禁止です！

分別できていないと・・・



不適物があれば、搬入できません



焼却工場の
搬入物検査

お断りします

さらに、不適物があれば、収集事業者へ聞き取り、
排出事業者に対する啓発指導を行います

産業廃棄物

資源化可能な
紙類

一般廃棄物

事業所から発生するごみは、「産業廃棄物」と
「資源化可能な紙類」と「一般廃棄物」に、
分別して排出してください。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で
定める廃棄物をいう。

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

事業者とは、**事務所、商店、飲食店、工場、ホテル**など営利を目的
として事業を営む者だけでなく、**病院、社会福祉施設、官公庁、
学校**などの公共公益事業などを営む者も含まれる。

OSAKA CITY
大阪市

環境局ホームページ

事業系ごみの
出し方・分け方



事業系ごみの
適正処理Q&A



事業系ごみ適正
処理ハンドブック



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

裏面につづく

事業系ごみ [日常的に排出される廃棄物(例)]

事業系一般廃棄物



資源化可能な紙類

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、コピー用紙、シュレッダー紙、その他の紙(包装紙、菓子等の空箱、紙袋) など



リサイクルに向かない紙類

洗剤の紙箱(においのついた紙)、紙コップ(水に溶けない紙)、使用済ティッシュペーパーや油のついた紙(汚れた紙) など



厨芥ごみ(茶葉、残飯など)

水分をよく切ってください



焼却工場

搬入できない

搬入できない

搬入できる

産業廃棄物



プラスチック類

プラ製の弁当容器・カップ
麺容器、お菓子の袋 など



発泡スチロール



PPバンド



食品等のラップ



ペットボトル



材質がプラスチック類であれば、
汚れていても産業廃棄物です

ガラス・陶磁器類

食器等の
陶磁器、
びん など



金属類

金属製品(机、
ロッカー等)、
缶 など



処理方法 [廃棄物の処理を他人に委託する場合]

事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託しなければなりません。

廃棄物処理法
第6条の2第6項



契約した一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集します。

排出する際は、中身の見えるごみ袋を使用してください。



収集車両には、『大阪市許可』のステッカーが貼付されています。



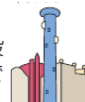
【リサイクルの場合】
リサイクル施設に搬入
↓
リサイクル品



焼却灰は、大阪市の北港処分地や、大阪湾フェニックスセンターへ運ばれ、埋立処分されます。



【焼却処理の場合】
大阪広域環境施設
組合の処理施設で
焼却



処理委託
契約

排出

収集・運搬

リサイクル
または
中間処理

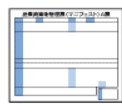
最終処分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければなりません。

廃棄物処理法
第12条第5項

委託契約は、
書面で行う
必要があります。



契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が収集します。

引き渡す際は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付もしくは電子マニフェストを運用しなければなりません。

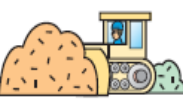
収集車両には、『産業廃棄物収集運搬車』と表示されています。



【リサイクルの場合】
リサイクル施設に搬入
↓
リサイクル品



中間処理後、出てきたごみは、埋立処分場へ運ばれ、埋立処分されます。



契約した産業廃棄物処分業の許可を有する業者の施設に搬入され、破碎・切断・選別・焼却等のさまざまな方法で中間処理されます。



お問い合わせ先

業者の紹介(一般廃棄物) : (一社)大阪市一般廃棄物適正処理協会 電話06-6648-5311

業者の紹介(産業廃棄物) : (公社)大阪府産業資源循環協会 電話06-6943-4016

【編集・発行】大阪市環境局 事業部 一般廃棄物指導課 電話06-6630-3271